

山形県立図書館条例

昭和 25 年 8 月 31 日
山形県条例第 45 号

改正 昭和 27 年 7 月 5 日条例第 50 号 昭和 31 年 9 月 30 日条例第 53 号
昭和 34 年 3 月 28 日条例第 15 号 平成 2 年 7 月 10 日条例第 26 号
平成 24 年 3 月 21 日条例第 40 号

県議会の議決を経て、山形県立図書館条例をここに公布する。

山形県立図書館条例

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定により、山形県立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

全部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕

(位置及び名称)

第 2 条 図書館の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 山形市緑町一丁目 2 番 36 号

名称 山形県立図書館

全部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕、一部改正〔平成 2 年条例 26 号〕

(職員)

第 3 条 図書館に、館長、専門的職員、事務職員、技術職員及びその他の職員をおく。

全部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕

(図書館協議会)

第 4 条 法第 14 条の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔昭和 34 年条例 15 号〕

(委員の任命の基準)

第 5 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

追加〔平成 24 年条例 40 号〕

(委員の定数)

第 6 条 委員の定数は、7 名とする。

一部改正〔昭和 34 年条例 15 号、平成 24 年条例 40 号〕

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 34 年条例 15 号、平成 24 年条例 40 号〕

第 8 条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解属することができる。

一部改正〔昭和 34 年条例 15 号、平成 24 年条例 40 号〕

(規則への委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、図書館及び協議会の運営等について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

追加〔昭和34年条例15号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、昭和25年7月30日から適用する。

2 行啓・記念山形県立図書館図書貸出手数料徴収条例（昭和22年9月山形県条例第22号）は、昭和26年3月31日限り廃止する。

旧3項繰上〔昭和34年条例15号〕

附 則（昭和31年9月30日条例第53号抄）

この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和34年3月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年7月10日条例第26号）

この条例は、平成2年7月28日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第40号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。